

いわき
市民の

文化活動を 応援します。

発表会の開催・大会への
参加等の費用を
一部補助します

令和4年度いわき市 文化振興基金育成事業補助金

対象事業募集

いわき市の皆様が自主的に実施される文化活動に対して
対象事業として承認された場合に
補助金を交付します。

文化活動の
成果を市民に
公開・発表

芸術家等を
招いて文化活動
の成果を公開

発表会・大会
への出場
(福島県代表以上)

こんな事業を応援します

令和4年

募集期間

5月31日(火)まで

※令和4年10月1日から令和5年3月31日までに行われる事業について8月31日まで延長となる場合があります
※発表会・大会は出場の10日前までとなります

対象

市内に住所または活動の拠点を有する
個人または団体が対象となります

補助金額

【補助金限度額】

【団体】200,000円

【個人】100,000円

(対象経費の1/5以内となります) ※参加事業はお問い合わせください

申請方法等詳しくは裏面またはいわき市ホームページ
をご覧ください。いわき市HP▶



お問合せ先

観光文化スポーツ部
文化交流課 文化振興係

〒970-8686 いわき市平字梅本21

【TEL】0246-22-7544

【E-mail】bunkakoryu@city.iwaki.lg.jp

◎事業の詳細は裏面をご覧ください。

いわき市文化振興基金育成事業補助金とは…

いわき市文化振興基金を活用して、市民の皆様が自主的に実施される文化活動に助成金を交付しています。

《いわき市文化振興基金とは…》

この基金は、昭和53年吉野せい(いわき市出身)原作「湊をたらした神」演劇公演の益金が市に寄附されたのを機に、いわき市民の芸術文化活動を助長し、地域の文化的環境の醸成を図り、「文化のまちいわき」の発展に資するため設置されたもので、市の出資金と皆様からの寄附金から成り立っています。

1. 補助の対象となる事業は？

成果発表事業	日頃の文化活動の成果を広く市民に公開、発表するもの 【具体例】 美術展、音楽会、演劇・演舞の公演、文芸誌の出版、短歌・俳句大会、茶道・華道展 等
招へい事業	国内外の芸術家や団体を招いて、共に文化活動の成果を市民に公開するもの 【具体例】 美術家を招いて共に作品を発表する美術展 指揮者を招いて共に演奏発表をする音楽会 演出家や役者を招いて共に舞台発表する演劇会 等
参加事業	文化行事において選抜または推薦により福島県代表以上の資格またはそれに準ずる資格で発表会等に出場、参加するもの(全国大会・東北大会) 【具体例】 国民文化祭、全日本吹奏楽コンクール、全国高等学校総合文化祭 等

2. 補助の対象となる経費は？

招へい事業 成果発表事業	●報償費(講師、指揮者への謝礼金 ※練習講師、ゲスト出演に対する謝礼は対象外) ●旅費(講師等への交通費・宿泊料) ●印刷製本費(チラシ、ポスター、チケット、文芸作品等の作成費) ●通信運搬費(郵便料金、大型機材の運搬費、作品の搬入搬出経費) ●使用料(会場使用料、音響照明器具・楽器等の借上料) ●筆耕翻訳料 等
参加事業	●旅費(会場までの交通費・宿泊料) ※交通費、宿泊料(宿泊数)については基準を基に対象経費として算定します ●楽器等の運搬費 ●参加料(大会に出場するため主催者に支払う負担金) ●保険料(大会出場者分の旅行損害保険料 一人当たり300円) 等

3. 補助金の限度額は？

- 成果発表事業・招へい事業
【団体】200,000円 【個人】100,000円
- 参加事業(東北大会)
【団体】60,000円 【個人】6,000円
- 参加事業(全国大会)
【団体】100,000円 【個人】15,000円
- 参加事業(国外大会)
【団体】300,000円 【個人】30,000円

※成果発表事業・招へい事業は対象経費の1/5以内となります
※高校生の大会参加は限度額が変更となります

文化振興基金への寄付も随時受付ておりますのでご支援いただける場合はご連絡をお願いします

お問合せ先

観光文化スポーツ部
文化交流課 文化振興係

〒970-8686 いわき市平字梅本21

【TEL】0246-22-7544

【E-mail】bunkakoryu@city.iwaki.lg.jp